

小樽商科大学学科会議規程

(平成6年1月26日制定)

(設置)

第1条 本学の学科（一般教育系及び言語センターを含む。以下同じ。）に学科会議を置く。

(検討事項)

第2条 学科会議は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 当該学科の教育，研究及び運営に関する事項
- (2) 当該学科（言語センターを除く）の学科長候補者及び学科主任候補者の推薦に関する事項

(学科会議の召集等)

第3条 学科会議は、学科長（一般教育系は学科主任及び言語センターにあってはセンター長）が召集し、議長となる。

- 2 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(組織及び議事)

第4条 学科会議の組織及び議事は、各学科の定めるところによる。

- 2 教員の採用に伴う特定候補者選考に関する事項は、別に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成6年1月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月1日から施行する。